

# 後志地域公共交通計画策定支援委託業務企画提案指示書

## 1 委託事業名

後志地域公共交通計画策定支援委託業務

## 2 業務の目的

後志地域の総人口は、昭和30年の約40万人をピークに約半数となるなど減少を続けていることに加え、65歳以上人口も全道平均を上回っており、地域の高齢化が進行している。このような中、当地域の公共交通については、小樽・余市間、余市・倶知安・ニセコ間は、通勤・通学や観光など交通需要が多く、JRのほか高速バス、路線バスが多数運行されており、今後とも需要に応じた交通手段の確保が必要である一方で、路線バスが土日祝日に運休や減便になっている地域もあり、利用者の少ない路線における効率的な交通の検討が必要となっている。

また当地域は、2030年度末の北海道新幹線札幌延伸に伴い、並行在来線としてJR北海道から経営分離される函館本線（函館・小樽間）のうち長万部・小樽間を主要な幹線交通として有し、現在、道及び沿線市町で構成する北海道新幹線並行在来線協議会において、鉄路の存廃を含む地域交通の確保方策について議論が進められている。

経営分離後の代替交通については、中核都市間を結ぶ「幹線交通」・地域中心都市と周辺市町村を結ぶ「広域交通」・市町村内における「生活圏交通」の全ての交通ネットワークに多大な影響が及ぶことから、北海道、後志地域の全20市町村及び長万部町（以下、「後志地域」とする。）の参画の下、地域住民の生活を支え、また北海道観光の新たなステージに対応した持続可能な将来の交通体系を構築するため、地域のマスタープランとなる「後志地域公共交通計画」を作成するもの。

## 3 業務の内容

後志地域の新たな公共交通体系構築のため、公共交通の状況や住民のニーズ調査、事業者へのヒアリング等を行い、住民や観光客をはじめとする利用者にとって利便性が高く真に必要とされる路線を設定する等、当地域における今後の公共交通のあり方や方針を明確にした「後志地域公共交通計画」を策定する。また、策定に当たっては次の検討条件を踏まえることとする。

### 【検討条件】

I) 現在の地域公共交通の検証について

II) 並行在来線の代替交通導入時の交通ネットワークの検討について

### (1) 後志地域公共交通計画の策定

#### ① 調査計画等準備

本業務の作業を円滑に進めるため、業務計画書（検討手順、実施方針、工程計画、人員配置など）を作成し、委託者と十分な打ち合わせを行うこと。

## ② 地域概況及び関連計画の整理

地域公共交通計画を策定するための基礎資料とするため、後志地域の概況、北海道や参画市町村の関連計画について整理する。(委託者は必要に応じて資料提供を行う。)

### (7) 後志地域の概況

・地域概況整理項目例は、以下のとおり。

- 地形・地勢
- 人口（人口及び世帯分布、人口密度、高齢者・学生の人口分布（いずれも現状、将来））
- 主要施設状況（住民や来訪者の目的地となる施設の分布（行政機関、医療機関、商業施設、学校等））
- 道路交通基盤（公共交通の運行経路となる道路）

### (イ) 上位・関連計画の整理

・北海道及び参画市町村の上位・関連計画（総合計画、北海道交通政策総合指針、地域公共交通網形成計画等）について整理する。

## ③ 地域公共交通実態調査

後志地域の公共交通サービスについて、運行事業者へヒアリングを実施するなどして、主に幹線・広域路線の「運行実態」、「利用実態」、「運行面の課題」、「今後の動向」等を整理する。(鉄道（JR北海道）の利用実態については、委託者が別途実施した調査結果を提供)

・調査項目例は以下のとおり。

- JR：現状の運行状況等（路線、便数、ダイヤ、駅間別利用者、鉄道利用者の駅へのアクセス実態）を整理（※本業務に含まない）
- バス：「民間バス（路線バス、都市間バス）」（ニセコバス、北海道中央バス、道南バス）及び「市町村運営バス（コミュニティバス）」の運行状況等（路線・便数・ダイヤ、路線別利用者数、主な利用区間、ドライバー不足や赤字路線への行政支援の状況や課題及び今後の意向等）を整理
- タクシー：後志地域のタクシー・ハイヤー事業者の運行状況等（車両数、運転者数等）を整理
- バス路線が接続する鉄道駅や幹線バスへのフィーダー路線のアクセス実態を整理

## ④ 住民及び観光客の移動実態・ニーズ把握調査等の実施

統計資料やビックデータ、住民アンケート調査やヒアリング、乗り込み調査結果等を活用して、地域の移動実態や地域公共交通（鉄道、バス等）に関する利用者ニーズを整理する。

なお、観光需要が見込まれる多客期（夏季休暇等）の移動実態も踏まえて整理すること。また、移動実態分析は、公共交通以外の移動も含めて整理する。

(アンケート調査については、設問作成や集計・分析は委託業務とし、委託者は調査実施について協力する。)

(ア) アンケート調査、Web モニタ調査

(圏域住民) 調査項目例は以下のとおり。

- 日常の行動特性の把握
- 公共交通利用状況
- 公共交通等に対する満足度
- 将来のバス等公共交通の利用意向 (利用条件、利用希望有無とその理由)

(バス利用者) 調査項目例は以下のとおり。

- バス利用時の特性 (乗降地点、目的、頻度、時間帯、理由等)
- バスに対する満足度 (利用時の満足度及び不満足な点など)
- 将来のバス利用意向 (バス利用の最低限の条件、利用頻度)

(イ) ヒアリング調査、乗り込み調査

(ヒアリング)

- 交通事業者、医療機関、商業施設、教育機関、観光施設、行政等に対し、運行や利用の実態、必要性、意見・要望など

(乗り込み調査)

- 乗り込み調査にて運行や利用の実態、必要性、意見・要望など

⑤ 問題点の抽出・課題整理

地域公共交通の問題点・課題の整理 (上記各種調査結果の分析)

なお、課題整理に当たっては、地域全体の課題とあわせ地区 (北後志、岩宇、羊蹄山麓、南後志) や市町村毎の整理も行い、どこでどのような取組を実施する必要があるかを明確化する。

⑥ 基本方針の策定

②～⑤の整理・検討結果を踏まえて、後志地域の公共交通における基本方針 (案) や計画の目標 (案) を検討する。

(ア) 基本方針策定のための検討

検討項目例は以下のとおり。

- 公共交通のネットワークのあり方  
(鉄道⇄バス、バス⇄バス、幹線・広域⇄フィーダーの接続性を含む)
- 公共交通の路線のあり方 (モード、経路、ダイヤ、運行本数等)
- 公共交通に関する役割分担 (住民、事業者、行政)
- 料金体系のあり方、公共交通サービス基準の設定
- 交通結節拠点や公共交通関連施設のあり方
- 圏域観光における公共交通のあり方
- 圏域住民の参画、事業者の改善努力、財政支援ルールを検討
- 利便性向上や利用促進に向けた取組の検討

(イ) 公共交通基本方針の策定

上記の検討を踏まえ、後志地域全体の公共交通の基本方針について定める。

⑦ 後志地域公共交通計画の策定

(ア) 交通ネットワークの最適化

- ・複数市町村を跨がる幹線・広域交通及び市町村内のフィーダー路線など後志地域の公共交通について、検討結果を踏まえ、市町村単独計画との整合を図りながら全てを網羅的に記載する。

(イ) 計画目標の設定及び目標を達成するための施策の方向性

- ・基本方針を踏まえ計画目標を定める。
- ・目標を達成するために必要な施策の方向性を整理する。

(ウ) 施策案及び事業計画案の検討

- ・目標を達成するための施策案を検討する。
- ・施策案の検討を踏まえ、圏域全体を対象とする事業計画案を検討。事業スケジュールや計画目標の達成度を評価するための定量的な指標案について、指標案の算出方法や目標値を含めて検討する。

(エ) 後志地域公共交通計画の策定

- ・北海道及び市町村が実施したパブリックコメントや協議会での検討を踏まえ、地域公共交通計画を策定し、計画書本体、概要版として取りまとめる。

⑧ 中間とりまとめ

協議会での検討・協議を深めるため、8月中に幹線交通に関する中間とりまとめを行うとともに計画素案を作成する。

⑨ 計画書の作成

後志地域公共交通計画を作成する。

なお、計画書は、紙媒体（A4 版）で 50 部、電子媒体（CD-R 又は DVD-R）1 部とする。

(2) 北海道後志地域公共交通活性化協議会等の運営支援

会議開催に係る事務局との協議、会議資料及び会議記録の作成など必要な支援を行う。

以下、協議会開催想定例（協議会を年 5 回程度開催予定）

（このほか幹事会は月 1 回程度、分科会は必要に応じ開催予定）

区分	主な協議内容（予定）
① 第 1 回(3 月)	○協議会設立、○規程類決定、○フ・ホ案 ※委託対象外
② 第 2 回(5 月)	○調査事業内容、スケジュール・検討の進め方等
③ 第 3 回(9 月)	○中間とりまとめ、○計画素案
④ 第 4 回(12 月)	○計画原案
⑤ 第 5 回(2 月)	○計画案

4 留意事項

本事業は国の「地域公共交通調査事業（地域公共交通計画策定事業（地域公共交通協働トライアル推進事業）」を活用することから、当該補助金交付要綱を遵守すること。その他、本事業の目的を達成する上で必要となる追加事項があれば提案を行うこと。

## 5 委託期間

契約締結の日から令和4年（2022年）3月31日（水）まで

## 6 予算上限額（消費税及び地方消費税相当額を含む）

27,200千円

## 7 業務上の留意事項

業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、道と受託者が協議して決定する。

## 8 提案方法

企画提案指示書に沿った企画提案書を、別紙「後志地域公共交通計画策定事業委託業務企画提案書作成要領」に基づきA4判縦長で作成し、必要部数を提出すること。

企画提案書はコピーが可能な用紙を使用し、丁合後、ホチキスやクロステープなどで綴じずにダブルクリップ等で留めること。

## 9 提出期限

令和3年（2021年）5月14日（金）15:00（必着）

## 10 提出場所

北海道後志総合振興局地域創生部地域政策課（担当：佐野）

〒044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目後志合同庁舎

電話 0136-23-1419（直通）

## 11 その他

- (1) 企画提案書の作成・提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (2) 企画提案書の採否は、文書で通知する。
- (3) 期限までに企画提案書の提出がない場合は、「参加表明書」の提出があっても参加の意思がないものとみなす。
- (4) 審査に当たっては、企画提案書は匿名とし、別に指示する企画提案者名（A社、B社等）により行うものとする。